

- 1 開会のことば
- 2 表彰
 - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
 - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 会長あいさつ
- 4 新規参加構成員の紹介
- 5 議事
 - 議題1 役員の改選について
 - 議題2 平成23年度の取組実績について
 - 議題3 平成24年度の重点テーマについて
 - 議題4 平成24年度の事業計画について
- 6 報告事項
「第2次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の策定について
- 7 講演
高知県警察本部生活安全部地域課 森 秀 氏
演題「被災直後の現状と、その後の防犯活動」
- 8 安全安心まちづくり活動事例発表
高知県安全安心まちづくり「みのり会」会長 三谷 敏行 氏
演題「高知県安全安心まちづくり『みのり会』の活動状況について」
- 9 意見交換
- 10 安全安心まちづくり宣言
- 11 閉会のことば

議題 1 役員の改選について

高知県安全安心まちづくり推進会議役員 (H22. 2. 10~H24. 2. 9)

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長	尾崎 正直	高知県 知事
副 会 長	藤本 浩之 (H22.2.10~H23.6.3)	高知県小中学校PTA連合会 会長
	池ノ上 宏文 (H23.6.4~H24.2.9)	
副 会 長	前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副 会 長	中澤 卓史	高知県教育委員会 教育長
副 会 長	加藤 晃久	高知県警察本部 本部長

高知県安全安心まちづくり推進会議役員（H24. 2. 9 ～ ）

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長		
副 会 長		
副 会 長		
副 会 長		
副 会 長		

議題2 平成23年度の取組実績について

1 平成23年度重点テーマに基づく推進会議の主な取組について

〈地域で子どもを見守ろう〉

【主な取組】

- ・市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱（23市町村、41人）
- ・「あんしんFメール」登録の促進（登録数8,868人、情報発信数79件）
- ・保育所等における防犯教室や訓練の実施（誘拐被害防止教室155回、不審者対応訓練31回）
- ・通学路安全の日（毎月第3木曜日）の活動（参加住民延べ5,436人、車両延べ334台）
- ・広報紙などによる情報発信（地域安全ニュース98紙261,091部、安全安心まちづくりニュース第2号・第3号253,000部）
- ・安全シェルター等の見直し（こども110ばんのいえ：4,300戸、こども110ばんのくるま：1,463台）

《子どもに対する声かけ事案等発生状況》

	声かけ	つきまとい	わいせつ目的	公然わいせつ	粗暴犯	盗撮	その他	計
H22年	66	27	32	51	17	10	17	220
H23年	75	31	14	28	15	18	13	194
増減	9	4	-18	-23	-2	8	-4	-26

《対象者別集計》

	高校生	中学生	小学生	その他	計
H22年	64	43	105	8	220
H23年	44	58	85	7	194
増減	-20	15	-20	-1	-26

【成果と課題】

- ・子どもに対する声かけ事案等は年々減少しており、子どもの安全に関する取組の効果が窺われます。
- ・しかしながら、誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい」「わいせつ目的」が全体の約61.9%を占め、また、減ってきてはいるものの、対象者に小学生が多いことなど、まだまだ問題も認められます。
- ・子どもの安全を守るためには、地域住民や学校関係者、保護者など、地域のみならず、共通意識を持ち、見守り活動や広報啓発活動を続けていく必要があります。

〈高齢者などを事故や事件から守ろう〉

【主な取組】

- ・ 高齢者宅訪問活動（88回、2,328世帯）
- ・ 交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動（10,201世帯）
- ・ 高齢者交通安全教室（69回）
- ・ 広報紙などによる広報啓発活動（交番速報21,142部、くらしネットkochi第1号から第2号379,500部）
- ・ RKCラジオを利用した広報啓発（6回）

《高知県内の交通事故発生状況》

※「子ども」とは中学生以下の少年。

	件数	死者	傷者	高 齢 者			子 ど も		
				件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
H22年	3,692	52	4,188	1,306	28	843	217	1	230
H23年	3,408	46	3,882	1,140	25	766	208	3	215
増 減	-284	-6	-308	-166	-3	-77	-9	2	-15

《高齢者・子どもに対する刑法犯罪の被害状況》

※「子ども」とは20歳未満の少年。

	H22年	H23年	増減	手口別発生件数と割合			
				窃盗犯	(割合)	知能犯	(割合)
高齢者	873	864	-9	644	74.5%	52	6.0%
子ども	2,287	1,937	-350	1,728	89.2%	0	0%

【成果と課題】

- ・ 平成23年中の交通事故は、発生件数と負傷者、死者のすべてで減少しましたが、交通事故が減少した要因は、推進会議の構成員や地域活動団体などの様々な活動によるところが大きいと言えます。
- ・ しかし、高齢者の死者数は全事故死者のうち約54.3%を占めているうえ、子どもの死者も増えていることから、まだまだ交通安全対策を推進する必要があります。
- ・ 一方、高齢者や子どもが刑法犯罪の被害者となる件数も、年々減っています。
- ・ しかし、自転車盗や空き巣、ひったくりなどの窃盗犯罪の被害が依然高いことから、今後も高齢者や子どもが犯罪の被害に遭わないよう、「自分の安全は自分で守る」という意識を高める取組を進める必要があります。

〈鍵かけ運動を進めよう〉

【主な取組】

- ・「安全安心まちづくりリーフレット」の配布（戸建住宅163部、共同住宅8部）
- ・自転車盗難被害防止モデル校の設置と広報啓発（指定2校、ワイヤーロックの配布500個）
- ・安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（126,500部）
- ・学校における犯罪被害防止教室の実施（小学校22校・120回、中学校10校・12回、高等学校8校・10回）
- ・高齢者安全教室の実施（260回）

《高知県内の刑法犯罪発生状況》

	発生総数	窃盗犯	乗り物盗			車上ねらい	空き巣
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
H22年	8,689	6,789	21	433	2,472	566	158
H23年	8,007	6,104	32	320	2,212	520	143
増減	-682	-685	11	-113	-260	-46	-15

《施錠の有無》

	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい
発生件数	32	320	2,212	520
施錠あり	26	73	746	78
施錠なし	6	247	1,466	442

【成果と課題】

- ・平成23年中の刑法犯の発生件数は、大幅に減少し、特に発生が多いとされる窃盗犯の大幅な減少が要因となっています。
- ・しかし、窃盗犯のうち、乗り物盗と車上ねらいは、合計すると3,084件（全刑法犯の約38.5%）も発生し、しかもそのうち2,161件（約70.1%）が鍵をかけていない状態でした。また、空き巣など住宅へ侵入する窃盗犯は、合計で222件（前年比-22件）も発生していて、そのうち160件は戸締りをしていない玄関や窓からの侵入によるものでした。
- ・つまり、鍵かけを確実にしていれば被害を防止できたと考えられるもので、鍵かけ励行の取組をさらに推進する必要があります。

〈振り込め詐欺の被害を防ごう〉

【主な取組】

- ・街頭キャンペーンによる広報啓発（地安協16団体、県防協1回）
- ・犯罪被害防止教室の実施（294回）
- ・ラジオやテレビを活用した広報啓発（県警2回、県2回）
- ・安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第1号、126,500部）
- ・市町村等への地域見守り情報の提供（県消費生活センター4回）

《高知県内の振り込め詐欺発生状況（単位：件数）》

※数値は、未遂を含む

	オレオレ	架空請求	融資保証	還付金	計	累計被害額(単位:万円)
H22年	6	17	3	2	28	12,153
H23年	0	6	6	5	17	2,236
増減数	-6	-11	3	3	-11	-9,917

《振り込め詐欺と類似する詐欺の発生状況（平成23年中）》

	金融商品等	ギャンブル必勝法	交際あっせん	計
発生件数	22	1	1	24
被害総額(万円)	18,141	193	7	18,341

【成果と課題】

- ・振り込め詐欺の発生は、平成17年の275件を境に減少し、平成23年は20件を下回る結果となりました。特に、オレオレ詐欺が0件に抑えられており、被害総額も大幅に減少しました。
- ・このように、平成23年中は、振り込め詐欺が大幅に減少しましたが、振り込め詐欺と同じように電話を用いて、被害者に対面することなく、社債や未公開株などの金融商品を勧誘して、現金を振り込ませるといった新しい手口の詐欺が発生しています。
- ・振り込め詐欺では、高齢者の被害が6人(被害総数の35.3%)であるのに対し、金融商品等の詐欺では、高齢者の被害は19人(被害総数の79.2%)と、振り込め詐欺を上回るほど多発しています。
- ・こうしたことから、振り込め詐欺とあわせて、新たな手口に対しても、今後様々な広報啓発や訪問活動などを通じて被害を防止していく必要があります。

2 平成23年度の事業計画に基づく主な取組について

1 事業計画に基づく主な取組

- 平成23年 4月 ・ 構成員の平成23年度取組予定及び平成22年度実績を照会
・ 犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 平成23年 6月 安全安心まちづくりニュース発行(2011年度第1号)
- 平成23年 7月 幹事会
- 平成23年 8月 ・ 安全安心まちづくりニュース発行(2011年度第2号)
・ ブロック別区市町村担当者の意見交換会
- 平成23年 9月 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進事業の実施
(布師田の未来を考える会)
- 平成23年10月 ・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
・ 「高知県民のつどい」を開催
(高知会館及び帯屋町におけるパレード)
・ 「安全安心まちづくり広場」を開催
(イオンモール高知)
・ 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進事業の実施
(土佐清水地区地域安全推進協議会2区班)
- 平成23年11月 ・ 安全安心まちづくりニュース発行(2011年度第3号)
・ 旭地区安全安心なまちづくり広報啓発パレードへの参加
- 平成23年12月 ・ 犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考(307点)
・ 県警本部主催の年末特別警戒への参加
- 平成24年 1月 ・ 幹事会
・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査(7団体・個人)
- 平成24年 2月 総会開催

2 全国地域安全運動期間中(10/11~10/20)の主な取組

- 10月7日 「高知県民のつどい」
全国防犯功労者表彰の伝達、街頭パレードの実施
- 期間中 (社)高知県防犯協会会員の各地区地域安全協(議)会による地域の実情を踏まえた活動(例:フォーラムの開催、高齢者宅戸別訪問、子どもの見守り活動など)

議題3 平成24年度の重点テーマについて

子どもの安全対策が強く求められる中、小学生などを対象とした声かけ事案がまだまだ多いことから、県民の皆さんで「子どもを守る」という共通認識を持ち、それぞれの地域での見守り活動を進める必要があります。

高齢化が進む本県では、高齢者が交通事故や窃盗などの被害に遭う事件が後を絶たず、これらの被害を防ぐため、地域活動する団体などによる訪問活動等が行われています。こうした見守りや訪問活動等が県内に広がり、一層充実していくことが重要です。

乗り物盗や車上ねらい事件は、年々減少していますが、約7割が鍵をかけていない状態で被害に遭っていますので、「自らの安全を自らで守る」ための基本的な取組として「鍵かけ」の意識を高めることが大事です。

振り込め詐欺は、大幅に減少しているものの、新しい手口による被害も発生していることから、今後も振り込め詐欺とともに被害の発生を防ぐ取組が必要です。

こうしたことから、平成24年度の重点テーマを次のとおり定めます。

重点テーマ（案）

地域で子どもを見守ろう

高齢者などを事故や事件から守ろう

鍵かけ運動を進めよう

振り込め詐欺などの被害を防ごう

議題4 平成24年度の事業計画について

県民の防犯意識を高めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等の犯罪のない安全安心まちづくりへの気運を高めるため、各種行事・広報媒体により効果的な取組を行います。

また、高知県安全安心まちづくり推進会議の活性化と活動を強化するため、構成員の拡充や構成員向けの会報を発行するなどの取組を推進します。

1 平成24年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画(案)

24年4月	構成員の平成24年度取組予定及び平成23年度取組実績を照会
(6月から11月)	高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集
(6月から2月)	安全安心まちづくりニュース発行(年4回)
(6月から7月)	幹事会の開催
7月	各構成員の平成24年度取組予定及び平成23年度取組実績公表
10月	全国地域安全運動期間の取組への協力 安全安心まちづくり広場の開催
(10月から12月)	高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付
12月	犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考会の開催
25年1月	幹事会の開催 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
25年2月	安全安心まちづくり推進会議総会の開催 ◎24年度の重点テーマ及び年間事業計画の検証 ◎25年度重点テーマ・年間事業計画の決定

2 全国地域安全運動期間中(10月11日から20日)に行う事業(案)

(社)高知県防犯協会及び高知県警察本部が主催する全国地域安全運動に「高知県安全安心まちづくり推進会議」も協力し、広く県民、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発を行います。

- 1 「安全・安心なまちづくりの日」高知県民のつどいへの協力
- 2 テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

被災直後の現状と、その後の防犯活動

講師 高知県警察本部生活安全部地域課 森 秀（もり しゅう）氏

＝高知県警察の被災県への派遣状況＝

講師のプロフィール

- ◎昭和53年に高知県警察官を拝命
- ◎昭和54年に高知警察署外勤課外勤係に配属の後、管区機動隊、交通機動隊、高知南署地域課、南国署・高知署の自動車警ら隊勤務を経て、現在に至る。
- ◎県警本部生活安全部地域課では、職務質問指導班係長に指定され、職務質問のエキスパートとして最前線で活躍されています。



※講師の森秀氏

被災地における任務状況

- ◎派遣期間 H23. 4月から5月(2回)
- ◎派遣先 宮城県南部亘理(わたり)警察署管内(福島県と隣接)
- ◎勤務状況 2交代制勤務で3当直
- ◎任務内容 震災後の亘理署管内全域におけるパトロールカーでの治安パトロール、被災地域及び避難所への立ち寄り警戒を行い、被災者と直に触れ合いながら希望や要望などを聞き取ったり、不審者に対する職務質問や野次馬的な流入者に対する注意指導などの活動に従事されました。



※被災された住宅の様相



※被災地をパトロールする様相

高知県安全安心まちづくり「みのり会」

テーマ：「高知県安全安心まちづくり『みのり会』の活動状況について」

発表者 「みのり会」会長 三谷 敏行（みたに としゆき）氏

組 織

高知県安全安心まちづくり「みのり会」は、県警本部主催の「安全・安心まちづくり実践塾」の元塾生と会の目的に賛同された会員からなり、現在は 県内16警察署の管内で活躍されている会員で構成されている団体です。

防犯活動の取組

1 取組への熱意

「みのり会」の会員は、会の発足前から各々が地域で地域安全活動をしており、実践塾を終了した後も、その熱意が冷めることなく、会員のみならず「全県的な組織にし、地域の安全安心を実現しよう」という共通意識のもとで、全県的な活動をする組織として立ち上げられました。

2 主な取組内容

会員は、地元の地域で地域安全推進員や少年補導員、スクールガード・リーダーなどの活動をしているほか、自治会・町内会長や自主防災会、タウンポリスなどの会員も兼務されています。

そのような中、「みのり会」は、行政や関係団体との連携強化、地域の自主防犯団体の活動促進などを目的としており、会員のいる地域で交流会や研修会、街頭キャンペーン、防犯講習会などを行って会員同士の絆を強化するとともに、会員が所属する団体の活性化や防犯活動の一層の促進を図っています。

《街頭キャンペーンで集合》



《旭地区安全安心なまちづくり
広報啓発パレードへ参加》



高知県安全安心まちづくり推進会議規約

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

一 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

二 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿（平成24年1月6日現在）

番号	構成員数	区分	構成員名
1	3	防犯活動団体	社団法人 高知県防犯協会
2			高知県地域安全アドバイザー連絡会
3			高知県タウンポリス連絡協議会
4	11	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5			財団法人 高知県老人クラブ連合会
6			高知県連合婦人会
7			社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8			社団法人 高知県交通安全協会
9			高知県交通安全指導員協議会
10			高知県交通安全母の会連合会
11			高知県少年警察ボランティア協会
12			財団法人 高知県身体障害者連合会
13			高知市老人クラブ連合会
14			
15	3	こどもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
16			高知県小中学校長会
17			高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
18	24	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
19			高知県商工会議所連合会
20			高知県商工会連合会
21			高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
22			社団法人 高知県建築士会
23			高知県共同住宅防犯協議会
24			高知県金融機関防犯連合会
25			高知県深夜スーパー等防犯対策協議会
26			高知県石油業協同組合
27			高知県理容生活衛生同業組合
28			高知県遊技業協同組合

※ 新規加入団体

資料 2

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成24年1月6日現在)

番号	構成員数	区分	構成員名
29	24	事業活動に関する団体等	社団法人 高知県トラック協会
30			社団法人 高知県警備業協会
31			社団法人 高知県指定自動車学校協会
32			株式会社 エヌ・ティ・ティ・コム四国支社高知支店
33			日本貸金業協会高知県支部
34			西日本電信電話株式会社高知支店
35			株式会社 高知銀行
36			四国電力株式会社高知支店
37			社団法人 高知県産業廃棄物協会
38			高知県自転車二輪車商協同組合
39			四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店
40			株式会社 四国銀行
41			リコージャパン株式会社高知事業部
42			3
43	大学教授 関根 猪一郎		
44	経営者協会参与 渡辺 泰方		
45	39	行政機関	高知市
46			室戸市
47			安芸市
48			南国市
49			土佐市
50			須崎市
51			宿毛市
52			土佐清水市
53			四万十市
54			香南市
55			香美市

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿（平成24年1月6日現在）

番号	構成員数	区分	構成員名
56	39	行政機関	東洋町
57			奈半利町
58			田野町
59			安田町
60			北川村
61			馬路村
62			芸西村
63			本山町
64			大豊町
65			土佐町
66			大川村
67			いの町
68			仁淀川町
69			中土佐町
70			佐川町
71			越知町
72			禰原町
73			日高村
74			津野町
75			四万十町
76			大月町
77			三原村
78			黒潮町
79			高知県市長会
80			高知県町村会
81			高知県
82			高知県教育委員会
83			高知県警察本部

高知県安全安心まちづくり推進会議
幹事選出団体名簿

(50音順)

	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県
11	高知県教育委員会
12	高知県警察本部

安全安心まちづくり宣言

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動などにできることから取り組んでいくことが必要です。

ここに、私たちは、『高知県安全安心まちづくり推進会議』に参加し、「犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる高知県」をめざして、連携・協力をしながら、安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 1 毎年度の事業計画に安全安心まちづくりを位置づけ、自らの活動として取り組んでいきます。
- 2 各地域にも、安全安心まちづくりの考え方が浸透するように努め、広く県民によって支えられる運動としていきます。
- 3 推進会議として実施する活動に参加・協力し、県民の安全を脅かす緊急事態が生じた場合には、一致協力して被害の防止のための活動に取り組みます。

平成24年2月9日

高知県安全安心まちづくり推進会議

平成24年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品

☆ 最優秀賞



高知大学教育学部附属中学校 岡本 なつみさん

作品説明
「私たちのまちは、私たちで守る。そして、地域の安全は地域で守っていこう。」をテーマにポスターを作成しました。

☆ 優秀賞



高知市立愛宕中学校 恒石 茜さん

作品説明
「登下校時に大人が子どもたちを見守れば、子どもたちも安心して通学でき、地域もつながる」という思いを込めてポスターを作成しました。